

豊田市消防団交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市消防団に対する交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、豊田市消防団条例（昭和44年条例第11号）の規定に基づいて設置された豊田市消防団（以下「消防団」という。）及び消防団員の活動に係る経費を助成することにより、火災、風水害等における救助活動、地域住民に対する防火意識の普及・啓発活動等を円滑に実施し、もって安全な地域づくりを図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、消防団とする。

(交付対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業は、消防団及び消防団員が第2条の目的を達成するために行う諸活動及び当該活動を行うために必要となる附帯活動（以下「消防団活動」という。）とする。

(交付対象経費)

第5条 交付金の交付対象となる経費は、消防団活動に要する経費のうち、別表に掲げる費用とする。

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金の額は、当該年度の予算額を限度とする。

(交付の申請)

第7条 交付金の交付の申請をしようとする消防団は、豊田市消防団交付金交付申請書（様式第1号）に活動計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を受理した日から30日以内にその内容を審査し、交付金の交付を適当と認めるときは、交付の決定をし、豊田市消防団交付金交付決定通知書（様式第2号）により、消防団に通知するものとする。

2 市長は、交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

(交付決定の除外)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第7条の規定による申請をした消防団が次のいずれかに該当するときは、交付の決定をしないことができる。

(1) 消防団員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 消防団員が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているときと認められるとき。

(3) 消防団員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているときと認められるとき。

(4) 消防団員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。

（交付の方法）

第10条 交付金は、前金払によって交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、愛知県消防操法大会出場費及び全国消防操法大会出場費については、概算払によって交付する。

（実績報告）

第11条 消防団は、消防団活動を完了したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに豊田市消防団活動実績報告書（様式第3号）に豊田市消防団交付金決算書（様式第4号）を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 愛知県消防操法大会出場、全国消防操法大会出場及び特別活動（以下「大会出場等」という。）に係る交付金 当該大会出場等が終了した日から起算して30日を経過した日

(2) 前号の大会出場等以外の消防団活動（以下「通常の消防団活動」という。）に係る交付金 交付を受けた年度の翌年度の4月10日

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、豊田市消防団交付金確定通知書（様式第5号）により、消防団に通知するものとする。

2 前項の規定により確定した交付金の額が、既に交付した交付金の額を下回る場合は、消防団は、その差額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し又は交付金の返還）

第13条 市長は、消防団が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱の規定又は交付金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 消防団活動を中止し、又は廃止したとき。

(4) 消防団活動に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 第9条各号のいずれかに該当したとき。

(6) その他交付金の運用を不相当と認めるとき。

2 前項の取消し及び返還の通知は、豊田市消防団交付金交付決定取消し等通知書（様式第6号）により行うものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条及び第6条関係）

対象経費及び交付金額

対象経費		交付金額	
本部運営費		消防団に対し	1,000,000円/年
広報指導部及び分団の運営費		基本団員1人につき	30,000円/年
カラーガード隊及びラッパ隊の運営費		隊員1人につき	20,000円/年
副団長活動費		1方面隊につき	30,000円/年
方面隊長活動費		1分団につき	30,000円/年
分団長活動費		1部につき	50,000円/年
詰所・格納庫管理費	詰所等管理費	各班につき	625円/月
	電気・水道費	各班につき	1,500円/月
ポンプ設備管理費		小型動力ポンプ1台につき	22,000円/年
		積載車1台につき	18,000円/年
		ポンプ自動車1台につき	30,000円/年
ポンプ等燃料費		小型動力ポンプ1台につき	備考2の額/年
		積載車1台につき	備考3の額/年
		ポンプ自動車1台につき	備考4の額/年
愛知県消防操法大会出場費		大会出場に係る実経費とし、出場1分団につき1,000,000円を限度とする。	
全国消防操法大会出場費		大会出場に係る実経費とし、出場1分団につき5,000,000円を限度とする。	
特別活動費		消防長が別に定める額	

備考1 詰所又は格納庫を新築又は改築する場合、当該工事期間中は、詰所・格納庫管理費を支給しない。

2 当該年度の4月分の豊田市のレギュラーガソリンの契約単価×40×12月とし、100円未満を四捨五入した額

3 当該年度の4月分の豊田市のレギュラーガソリン又は軽油の契約単価×100×12月とし、100円未満を四捨五入した額

4 当該年度の4月分の豊田市のレギュラーガソリン又は軽油の契約単価×200×12月とし、100円未満を四捨五入した額

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地 _____

団体名 _____

代表者の氏名 _____ (印)

年度 豊田市消防団交付金交付申請書

年度において、消防団活動を実施したいので、同要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

交付金交付申請額	金 円
活動の目的	<input type="checkbox"/> 通常の消防団活動 <input type="checkbox"/> 愛知県消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 全国消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 特別活動（内容： _____）
活動の内容	

添付書類 活動計画書

※ 記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

豊田市では、事務・事業から暴力団等を排除しています。
豊田市消防団交付金交付要綱第9条の規定に基づき、暴力団等を利すると認めるときは、豊田市消防団交付金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかとなったときは、同要綱第12条の規定に基づき、交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の返還を求めることがあります。
この申請に係る交付金の交付が暴力団等を利するかどうかについて、愛知県豊田警察署に代表者の氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、意見を聴くことがあります。

（申請者）所在地
団体名
代表者氏名 様

年度 豊田市消防団交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度豊田市消防団交付金につきまして、豊田市消防団交付金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり交付することを決定しましたので、同条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



交付金の額	金 円
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通常の消防団活動 <input type="checkbox"/> 愛知県消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 全国消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 特別活動（内容： ）
交付の条件	

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（報告者）所在地 _____

団体名 _____

代表者の氏名 _____ (印)

年度 豊田市消防団活動実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付金の交付決定を受けた 年度
消防団活動を完了しましたので、豊田市消防団交付金交付要綱第11条の規定に
より次のとおり報告します。

活 動 の 種 類	<input type="checkbox"/> 通常の消防団活動 <input type="checkbox"/> 愛知県消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 全国消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 特別活動（内容： _____）
活動の実績及び効果	

添付書類 豊田市消防団交付金決算書

※ 記入上の注意 □のところは、該当するものにレ印を付してください。

豊田市消防団交付金決算書

活動期間

年度

収入の部

科 目	予算額 (ア)	決算額 (イ)	差引額 (イ) - (ア)	内 訳	備 考
1. 交付金収入					
収入合計①					

支出の部

科 目	予算額 (ア)	決算額 (イ)	差引額 (イ) - (ア)	内 訳	備 考
1. 本部運営費				各種会議雑費等	
2. 広報指導部及び分団の運営費				基本団員1人 30,000円/年	
3. カラーガード隊及びラッパ隊の運営費				隊員1人 20,000円/年	
4. 副団長活動費				1方面隊30,000円/年	
5. 方面隊長活動費				1分団30,000円/年	
6. 分団長活動費				1部50,000円/年	
7. 詰所・格納庫管理費					
8. ポンプ設備管理費					
9. 燃料費					
10. 愛知県消防操法大会出場費					
11. 全国消防操法大会出動費					
12. 特別活動費					
支出合計②					

収支差額

収支差額 ①-②	
-------------	--

（申請者）所在地
団体名
代表者氏名 様

年度 豊田市消防団交付金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度豊田市消防団交付金につきまして、豊田市消防団交付金交付要綱第12条第1項の規定により次のとおり交付金の額を確定しましたので、同項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



交付金の額	金 円
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通常の消防団活動 <input type="checkbox"/> 愛知県消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 全国消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 特別活動（内容： ）

注意 確定した交付金の額が、既に交付した交付金の額を下回る場合は、その差額を返還していただくことになります。

（申請者）所在地
団体名
代表者氏名 様

年度 豊田市消防団交付金交付決定取消し等通知書

年 月 日付け豊 発第 号で交付を決定しました 年度豊田市消防団交付金につきまして、豊田市消防団交付金交付要綱第13条第1項の規定により次のとおり交付の決定を取り消し、又は交付金の返還を求めますので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



取り消す交付金の額	金 円
返還を求める交付金の額	金 円
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通常の消防団活動 <input type="checkbox"/> 愛知県消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 全国消防操法大会出場 <input type="checkbox"/> 特別活動（内容： ）
取消し又は返還の理由	